

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（記載要領） 新旧対照条文 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式記載要領</p> <p><u>1</u> 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託に係る修正申告書等に係る税額の徴収猶予の届出をする場合にあっては、「名称」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p><u>2</u> 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p>	<p>第1号様式記載要領</p> <p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託に係る修正申告書等に係る税額の徴収猶予の届出をする場合にあっては、「名称」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p>	<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

8 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

9 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1（1）から別表1（3）まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

10 道府県民税の「㊸のうち見込納付額㊸」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金

4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

7 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

8 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1（1）から別表1（3）まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

9 道府県民税の「㊸のうち見込納付額㊸」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金

額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

11 事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㉒」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉑」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉔」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

12 事業税の「付加価値額総額㉕」又は「資本金等の額総額㉖」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉗」又は「課税標準となる資本金等の額㉘」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

13 事業税の「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額㉙」の欄は、第6号様式別表5の7の「㉓が30億円以下の場合の控除額㉚」の欄の金額又は「㉓が30億円超40億円未満の場合の控除額㉛」の欄の金額を記載すること。

14 事業税の「㉜のうち見込納付額㉜」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額㉝」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉞」又は「軽減税率不適用法人の金額㉟」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉟」又は「軽減税率不適用法人の金額

額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

10 事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㉒」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉑」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉔」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

11 事業税の「付加価値額総額㉕」又は「資本金等の額総額㉖」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉗」又は「課税標準となる資本金等の額㉘」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

12 事業税の「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額㉙」の欄は、第6号様式別表5の7の「㉓が30億円以下の場合の控除額㉚」の欄の金額又は「㉓が30億円超40億円未満の場合の控除額㉛」の欄の金額を記載すること。

13 事業税の「㉜のうち見込納付額㉜」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額㉝」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉞」又は「軽減税率不適用法人の金額㉟」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉟」又は「軽減税率不適用法人の金額

⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

17 地方法人特別税の「③のうち見込納付額④」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

18 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑥」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

19 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑦」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

20 還付請求の「中間納付額⑧」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

21 還付請求の「利子割額⑨」の欄は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）の規定による改正前の政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事

⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

15 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

16 地方法人特別税の「③のうち見込納付額④」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

17 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑥」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

18 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑦」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

19 還付請求の「中間納付額⑧」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

20 還付請求の「利子割額⑨」の欄は、法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

21 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事

実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

22 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

23 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p><u>3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</u></p> <p><u>4</u> 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p><u>5</u> 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）</p>	<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p><u>3</u> 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p><u>4</u> 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）</p>

の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)付表）の(31)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2

の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2

の3の当期控除額の合計額を記載すること。

8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。

の3の当期控除額の合計額を記載すること。

7 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p>	<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

4 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑨」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

6 「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあつては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。

3 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

4 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑨」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

5 「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあつては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。

改正後	改正前
<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>3 「単年度損益⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは</p>	<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 「単年度損益⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは</p>

「(第6号様式㉑-別表10㉑)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑-別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉑」とあるのは「(第6号様式㉑-別表10㉑)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑-別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉑」とあるのは「(第6号様式㉑-別表11㉑)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑-別表11㉑)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉑」とあるのは「(第6号様式㉑-別表11㉑)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑-別表11㉑)」として計算した金額を記載すること。

また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(32)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載し、同法第66条の5の3第1項又は同法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載し、第6号様式別表5の㉒から㉓までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

4 「当該事業年度の月数㉓」の欄は、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

「(第6号様式㉑-別表10㉑)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑-別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉑」とあるのは「(第6号様式㉑-別表10㉑)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑-別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉑」とあるのは「(第6号様式㉑-別表11㉑)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑-別表11㉑)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉑」とあるのは「(第6号様式㉑-別表11㉑)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑-別表11㉑)」として計算した金額を記載すること。

また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(42)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載し、同法第66条の5の3第1項又は同法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載し、第6号様式別表5の㉒から㉓までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

3 「当該事業年度の月数㉑」の欄は、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

改正後	改正前
<p>第6号様式別表5の2の2記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う法人が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>3 外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付すること。</p>	<p>第6号様式別表5の2の2記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付すること。</p>

改正後	改正前
<p>第6号様式別表5の2の3記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで又は政令第20条の2の23の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>3 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規</p>	<p>第6号様式別表5の2の3記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規</p>

定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

4 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

5 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

3 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

4 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

改正後	改正前
<p>第6号様式別表5の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>3 「⑨－$\left(\frac{⑩ \times 75}{100}\right)$ ⑪」の欄は、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計</p> <p>⑨」の欄の金額から、「派遣先から支払を受ける金額の合計⑩」の欄の金額に100分の75を乗じて得た金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には</p>	<p>第6号様式別表5の3記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 「⑨－$\left(\frac{⑩ \times 75}{100}\right)$ ⑪」の欄は、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計</p> <p>⑨」の欄の金額から、「派遣先から支払を受ける金額の合計⑩」の欄の金額に100分の75を乗じて得た金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には</p>

、零)を記載すること。

、零)を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>3 「純支払利子の計算（①－②） ③」の欄は、「計①」の欄の金額から「計②」の欄の金額を控除した金額を記載すること。</p>	<p>第6号様式別表5の4記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 「純支払利子の計算（①－②） ③」の欄は、「計①」の欄の金額から「計②」の欄の金額を控除した金額を記載すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5の5記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するた</p>	<p>第6号様式別表5の5記載要領</p> <p>1 同左</p>

<p>めの番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。</p> <p>3 「純支払賃借料の計算(①-②) ③」の欄は、「計①」の欄の金額から「計②」の欄の金額を控除した金額を記載すること。</p>	<p>2 「純支払賃借料の計算(①-②) ③」の欄は、「計①」の欄の金額から「計②」の欄の金額を控除した金額を記載すること。</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表14記載要領</p> <p>1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、地方法人特別税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に併せて提出すること。</p> <p>2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。</p> <p>3 「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄は、各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載すること。</p> <p>4 「税率」の各欄は、法人の事業税の標準税率を記載すること。</p>	<p>第6号様式別表14記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄は、各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載すること。</p> <p>3 「税率」の各欄は、法人の事業税の標準税率を記載すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6号の2様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用す</p>	<p>第6号の2様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

<p>ること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p> <p>6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p>	<p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p> <p>5 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>第7号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対して</p>	<p>第7号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

は、写し（提出用の写し）1通を添付すること。

3 ※印の欄は記載しないこと。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

8 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑤」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

3 同左

4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

6 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

7 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

8 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑤」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

改正後

改正前

第10号の2様式記載要領

1 この届出書は、2以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、事業税について分割基準の誤りによる更正の請求をする場合に、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

第10号の2様式記載要領

1 同左

<p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、事業税に係る分割基準の誤りによる更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「所在地及び電話番号」の欄に記載する所在地は、主たる事務所又は事業所の所在地を記載すること。</p> <p>4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>5 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載すること。</p> <p>6 「分割基準に誤りを生じた事情の詳細」の欄には、その事情を具体的に記載するとともに、分割基準を誤った事実を明らかにすることができる資料を添付すること。</p>	<p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載すること。</p> <p>5 「分割基準に誤りを生じた事情の詳細」の欄には、その事情を具体的に記載するとともに、分割基準を誤った事実を明らかにすることができる資料を添付すること。</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33の2又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割又は各事業年度の所得に対する事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p>	<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国の法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の2様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。

6 道府県民税の「税額等」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

7 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

8 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（法人税法第2条第16号に

3 同左

4 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。

5 道府県民税の「税額等」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

7 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（法人税法第2条第16号に

規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

9 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2又は第72条の33の2第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

10 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である法人が記載すること。

規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

8 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2又は第72条の33の2第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

9 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である法人が記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。</p>	<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。
- 6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。
- 7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則

- 2 同左
- 3 同左
- 4 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。
- 5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。
- 6 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則

法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。

法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第10号の5様式記載要領</p> <p>1 この申請書は法第55条の2第1項、第55条の4第1項、第72条の39の2第1項又は第72条の39の4第1項の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p>	<p>第10号の5様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第11号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、道府県内に事務所又は事業所を有する法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等で均等割のみ課されるものが道府県民税の均等割を申告する場合に使用すること。</p>	<p>第11号様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

<p>合預金の利子</p> <p>(2) 「摘要」欄には、合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配について法第71条の7第1項の規定により控除した利子割の額がある場合には、その旨及びその利子割の額を記載すること。</p>	<p>(2) 同左</p>
---	---------------

改 正 後	改 正 前
<p>第13号様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）又は第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。</p> <p>2 この申請書は、法第72条の25第2項又は第4項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告期限の延長を受けようとする場合においては事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第6項又は第7項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。</p> <p>3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するた</p>	<p>第13号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

めの番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4 「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができる認められる日を記載すること。

5 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載すること。

6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法

3 「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができる認められる日を記載すること。

4 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載すること。

5 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法

人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）が記載すること。

人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）が記載すること。

改正後

改正前

第13号の2様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。
 - (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
 - (2) 法人税法第75条の2第3項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合 当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条

第13号の2様式記載要領

- 1 同左
 - (1) 同左
 - (2) 同左

の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。
。)終了の日から22日以内

(3) 法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合(同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。

) 当該申告書の提出期限の延長の処分があった日から7日以内

(4) 連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)が同法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

「平成

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中

平成

年 月 日から

となっている箇所については、1(4)の場合には、法

年 月 日まで」

人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

「事業年

4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中

連結事業

度分 確定申告書

(3) 同左

(4) 同左

「平成

2 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中

平成

年 月 日から

となっている箇所については、1(4)の場合には、法

年 月 日まで」

人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

「事業年

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中

連結事業

度分 確定申告書

から法人税の となっている箇所については、届出の内
年度分 連結確定申告書」
容によって不要文字を抹消すること。

5 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中三段書きと
なっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。た
だし、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定
に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定
に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは
は、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下
記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字を抹消すること。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄は、法第72条の
25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場
合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関
する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることと
されている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に記
載し、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場
合にあつては当該延長を受けようとする事業年度終了の日までに、同条第5項
の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあつては当該延長を受
けようとする事業年度終了の日から45日以内に、事務所又は事業所所在地の道
府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主た
る事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事
業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事
）に提出すること。

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の1は、「指定
を要しない場合」と「指定を要する場合」のいずれか不要な文字を抹消するこ
と。この場合において、「指定を要する場合」の欄には指定を受けようとする

から法人税の となっている箇所については、届出の内
年度分 連結確定申告書」
容によって不要文字を抹消すること。

4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中三段書きと
なっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。た
だし、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定
に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定
に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは
は、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下
記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字を抹消すること。

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄は、法第72条の
25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場
合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関
する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることと
されている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に記
載し、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場
合にあつては当該延長を受けようとする事業年度終了の日までに、同条第5項
の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあつては当該延長を受
けようとする事業年度終了の日から45日以内に、事務所又は事業所所在地の道
府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主た
る事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事
業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事
）に提出すること。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の1は、「指定
を要しない場合」と「指定を要する場合」のいずれか不要な文字を抹消するこ
と。この場合において、「指定を要する場合」の欄には指定を受けようとする

延長期間の月数を（ ）内に記入すること。

8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の2は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。

9 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

- (1) 1(2)及び(3)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(4)の場合 当該処分を受けた法人
- (3) 5の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（連結子法人に限る。）

延長期間の月数を（ ）内に記入すること。

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の2は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。

8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

- (1) 1(2)及び(3)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(4)の場合 当該処分を受けた法人
- (3) 5の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（連結子法人に限る。）

改正後	改正前
<p>第14号様式記載要領</p> <p>1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7に規定する</p>	<p>第14号様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第3項(同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合 当該取消しの処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第5項(同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。)の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

「事業

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中

連結

年 度 分 確 定 申 告 書

から法人税の となっている箇所については、届出

事業年度分 連結確定申告書」

の内容によって不要文字を抹消すること。

「その

(1) 同左

(2) 同左

2 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中

「事業

連結

年 度 分 確 定 申 告 書

から法人税の となっている箇所については、届出

事業年度分 連結確定申告書」

の内容によって不要文字を抹消すること。

「その

4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中

その

延長の処分が取り消された

となっている箇所については、届出の内容によっ

適用を受けることをやめた」

て不要文字を抹消すること。ただし、1(1)の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

「法第

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中

法第

72条の25第3項

となっている箇所については、届出の内容によって不要文字

72条の25第5項」

を抹消すること。

7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中

その

延長の処分が取り消された

となっている箇所については、届出の内容によっ

適用を受けることをやめた」

て不要文字を抹消すること。ただし、1(1)の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

「法第

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中

法第

72条の25第3項

となっている箇所については、届出の内容によって不要文字

72条の25第5項」

を抹消すること。

6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の

<p>欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。</p> <p>(1) 1(1)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p> <p>(2) 1(2)の場合 当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p> <p>(3) 4の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）</p>	<p>欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。</p> <p>(1) 1(1)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p> <p>(2) 1(2)の場合 当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p> <p>(3) 4の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）</p>
---	---

改 正 後	改 正 前
<p>第14号の2様式記載要領</p> <p><u>1 「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載すること。</u></p> <p><u>2 「新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日」の欄は、新しく事業を開始した月日又は事業を廃止した月日のいずれかを記載するとともに、「開始」又は「廃止」のいずれかに○印を付すること。ただし、当該年中に新しく事業を開始し、かつ事業を廃止した場合には、新しく事業を開始した月日及び事業を廃止した月日を併記し、「開始」及び「廃止」の双方に○印を付すること。</u></p>	<p>第14号の2様式記載要領</p> <p>「新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日」の欄は、新しく事業を開始した月日又は事業を廃止した月日のいずれかを記載するとともに、「開始」又は「廃止」のいずれかに○印を付すること。ただし、当該年中に新しく事業を開始し、かつ事業を廃止した場合には、新しく事業を開始した月日及び事業を廃止した月日を併記し、「開始」及び「廃止」の双方に○印を付すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第16号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第74条の10第1項若しくは第2項の規定による申告又は法第74条の12第2項の規定による修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p>	<p>第16号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

5 金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

6 「課税標準数量①」の欄は、法第74条の6第1項の規定により道府県たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。

7 「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第74条の14第1項の規定により控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額④」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき道府県たばこ税額を記載すること。

8 「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥」の欄は、修正申告する場合に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。

3 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

4 金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

5 「課税標準数量①」の欄は、法第74条の6第1項の規定により道府県たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。

6 「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第74条の14第1項の規定により控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額④」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき道府県たばこ税額を記載すること。

7 「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥」の欄は、修正申告する場合に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第16号様式別表1記載要領</p> <p>1 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書の「課税標準数量①」の欄の記載に係る製造たばこについて品目ごとに売渡し又は消費等の数量の内訳を記載し、第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手</p>	<p>第16号様式別表1記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

- 4 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこについては重量を記載すること。この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 5 製造たばこの区分ごとの小計(紙巻たばこ以外の製造たばこにあっては、区分ごとの重量の小計を本数に換算したもの(この数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)及びその合計を末尾の欄に記載すること。

- 3 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこについては重量を記載すること。この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 4 製造たばこの区分ごとの小計(紙巻たばこ以外の製造たばこにあっては、区分ごとの重量の小計を本数に換算したもの(この数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)及びその合計を末尾の欄に記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第16号様式別表2 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書の「課税標準数量①」の欄の記載に係る製造たばこについて当該道府県の区域内の市町村ごとに売渡し又は消費等の合計数量の内訳を記載し、第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書に添付すること。 2 ※印の欄は、記載しないこと。 3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。 4 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの(この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)の合計数量をいうものであること。 5 市町村ごとの「売渡し又は消費等の合計数量」の合計を末尾の欄に記載する 	<p>第16号様式別表2 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 同左 2 同左 3 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの(この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)の合計数量をいうものであること。 4 市町村ごとの「売渡し又は消費等の合計数量」の合計を末尾の欄に記載する

こと。

こと。

改正後	改正前
<p>第16号の2様式記載要領</p> <p>1 この報告書は、卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在の道府県知事に提出する第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 「数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）の合計数量をいうものであること。</p> <p>5 「卸売販売業者等からの買受け等」の欄は、「返還」の欄に記載すべき製造たばこを除き、卸売販売業者等から受け入れたすべての製造たばこの数量を記載すること。</p> <p>6 「返還」の欄は、小売販売業者に売り渡した製造たばこ（小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡した製造たばこを含む。）について当該小売販売業者から返還を受けた場合に、当該返還に係る製造たばこの数量を記載すること。</p> <p>7 「卸売販売業者等への売渡し等①」の欄は、小売販売業者である卸売販売業者等が小売販売用として買い受けた製造たばこを売渡人である卸売販売業者等に返還する場合を除き、卸売販売業者等に払い出したすべての製造たばこの数</p>	<p>第16号の2様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 「数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）の合計数量をいうものであること。</p> <p>4 「卸売販売業者等からの買受け等」の欄は、「返還」の欄に記載すべき製造たばこを除き、卸売販売業者等から受け入れたすべての製造たばこの数量を記載すること。</p> <p>5 「返還」の欄は、小売販売業者に売り渡した製造たばこ（小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡した製造たばこを含む。）について当該小売販売業者から返還を受けた場合に、当該返還に係る製造たばこの数量を記載すること。</p> <p>6 「卸売販売業者等への売渡し等①」の欄は、小売販売業者である卸売販売業者等が小売販売用として買い受けた製造たばこを売渡人である卸売販売業者等に返還する場合を除き、卸売販売業者等に払い出したすべての製造たばこの数</p>

量を記載すること。

8 「①のうち小売販売用②」の欄は、卸売販売業者等に払い出した製造たばこのうち、小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡したものの数量を記載すること。

9 「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」の欄は、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこ（小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売渡しをした製造たばこを含む。）の数量を記載すること。

量を記載すること。

7 「①のうち小売販売用②」の欄は、卸売販売業者等に払い出した製造たばこのうち、小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡したものの数量を記載すること。

8 「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」の欄は、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこ（小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売渡しをした製造たばこを含む。）の数量を記載すること。

改正後	改正前
<p>第16号の2様式別表1記載要領</p> <p>1 この明細書は、第16号の2様式の報告書の「卸売販売業者等からの買受け等」の欄の記載に係る製造たばこについて卸売販売業者等ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 「数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）の合計数量をいうものであること。</p>	<p>第16号の2様式別表1記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 「数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）の合計数量をいうものであること。</p>

改正後	改正前
第16号の2様式別表2記載要領	第16号の2様式別表2記載要領

<p>1 この明細書は、第16号の2様式の報告書の「卸売販売業者等への売渡し等①」の欄の記載に係る製造たばこについて卸売販売業者等ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 「数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）の合計数量をいうものであること。</p> <p>5 「うち小売販売用」の欄は、卸売販売業者等に払い出した製造たばこのうち、小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡したものの数量を記載すること。</p>	<p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 「数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）の合計数量をいうものであること。</p> <p>4 「うち小売販売用」の欄は、卸売販売業者等に払い出した製造たばこのうち、小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡したものの数量を記載すること。</p>
---	--

改正後	改正前
<p>第16号の2様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、第16号の2様式の報告書の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」の欄の記載に係る製造たばこについて都道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 「数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数がある</p>	<p>第16号の2様式別表3記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 「数量」とは、紙巻たばこの本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数がある</p>

るときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)の合計数量をいうものであること。

ときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)の合計数量をいうものであること。

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の3様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第74条の10第3項の規定による指定を受けている者が申告又は修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、第16号様式の申告書・修正申告書の記載要領に準じて記載すること。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u>）を記載し、法人の場合には法人番号（<u>同条第15項に規定する法人番号をいう。</u>）を記載すること。</p> <p>4 この申告書には、「課税標準数量①」の欄の記載に係る製造たばこについて、品目ごとに売渡し又は消費等の数量の内訳を記載した第16号様式別表1の明細書及び当該道府県の区域内の市町村ごとに売渡し又は消費等の合計数量の内訳を記載した第16号様式別表2の明細書を添付すること。</p>	<p>第16号の3様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 この申告書には、「課税標準数量①」の欄の記載に係る製造たばこについて、品目ごとに売渡し又は消費等の数量の内訳を記載した第16号様式別表1の明細書及び当該道府県の区域内の市町村ごとに売渡し又は消費等の合計数量の内訳を記載した第16号様式別表2の明細書を添付すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の5様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、小売販売業者から返還を受けた製造たばこについて、法第74条の14第1項の規定による控除若しくは同条第2項の規定による還付又は法第477条第1項の規定による控除若しくは同条第2項の規定による還付を受けようとする場合に使用すること。</p> <p>2 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書、第16号の3様式の申告書・修正申告書若しくは第16号の7様式の申告書又は第34号の2様式の申告書・修正申告書、第34号の2の2様式の申告書・修正申告書若しくは第34号の2の</p>	<p>第16号の5様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

<p>6 様式の申告書に添付すること。</p> <p>3 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>4 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>5 「数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこについては重量を記載すること。この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>6 製造たばこの区分ごとの小計（紙巻たばこ以外の製造たばこにあっては、区分ごとの重量の小計を本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及びその合計を末尾の欄に記載すること。</p> <p>7 市町村たばこ税については、（提出用）のみを使用すること。</p>	<p>3 同左</p> <p>4 「数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこについては重量を記載すること。この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>5 製造たばこの区分ごとの小計（紙巻たばこ以外の製造たばこにあっては、区分ごとの重量の小計を本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及びその合計を末尾の欄に記載すること。</p> <p>6 市町村たばこ税については、（提出用）のみを使用すること。</p>
--	--

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の6様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、法第74条の10第3項又は法第473条第2項の規定による総務大臣の指定をうけようとする場合に使用すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p>	<p>第16号の6様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

改 正 後	改 正 前

<p>第16号の6様式別表記載要領</p> <p>1 この明細書は、第16号の6様式の申請書の「政令第39条の11第1号イの製造たばこの本数の合計数」及び「政令第39条の11第1号ロの市町村及び特別区の各月における数の合計数①」の各欄に記載された事項について各月ごとの内訳を記載し、同様式の申請書に添付すること。</p> <p>2 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p>	<p>第16号の6様式別表記載要領</p> <p>この明細書は、第16号の6様式の申請書の「政令第39条の11第1号イの製造たばこの本数の合計数」及び「政令第39条の11第1号ロの市町村及び特別区の各月における数の合計数①」の各欄に記載された事項について各月ごとの内訳を記載し、同様式の申請書に添付すること。</p>
--	--

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の7様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第74条の10第5項の規定により還付を受けようとする場合に使用すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>5 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第74条の14第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額を記載すること。</p>	<p>第16号の7様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>4 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第74条の14第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額を記載すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の8様式記載要領</p>	<p>第16号の8様式記載要領</p>

<p>1 この報告書は、法第74条の16第1項又は第2項の規定により営業の開廃等の報告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成して提出すること。</p> <p>3 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>4 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、報告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>5 「登録年月日」及び「許可年月日」の欄では、昭和、平成のいずれかを丸印で囲むこと。</p> <p>6 「上記の事務所又は事業所の営業区域」の欄は、営業の開始、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る都道府県名を記載すること。</p> <p>7 法第74条の16第2項の規定により異動の報告をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」の欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。</p>	<p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 「登録年月日」及び「許可年月日」の欄では、昭和、平成のいずれかを丸印で囲むこと。</p> <p>5 「上記の事務所又は事業所の営業区域」の欄は、営業の開始、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る都道府県名を記載すること。</p> <p>6 法第74条の16第2項の規定により異動の報告をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」の欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。</p>
---	---

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の10様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、引渡しに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、<u>登録特別徴収義務者の個人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</p>	<p>第16号の10様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

- 4 「 月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄は、当該申告すべき月の前月において現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載すること。
- 5 「法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量(イ)」欄は、当該申告すべき月の前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 6 「法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量(ウ)」欄は、当該申告すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 7 「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄は、課税済の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 8 課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を証する書面及び免税証を添付すること。

- 3 「 月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄は、当該申告すべき月の前月において現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載すること。
- 4 「法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量(イ)」欄は、当該申告すべき月の前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 5 「法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量(ウ)」欄は、当該申告すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 6 「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄は、課税済の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 7 課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を証する書面及び免税証を添付すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の12様式備考</p> <p>1 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p><u>2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p><u>3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれか一に該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限ま</u></p>	<p>第16号の12様式備考</p> <p>1 同左</p> <p><u>2 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれか一に該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限ま</u></p>

でに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納税地
(7)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

4 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。

- (1)、(カ)欄に該当する者…譲渡年月日
- (2)、(キ)欄に該当する者…消費年月日

5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。

でに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納税地
(7)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

3 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。

- (1)、(カ)欄に該当する者…譲渡年月日
- (2)、(キ)欄に該当する者…消費年月日

4 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。

6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

5 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

改正後	改正前
<p>第16号の14様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）第144条の30第1項の規定の適用を受けようとする場合に特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、特別徴収義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</p> <p>4 「課税標準となる軽油の総量」及び「課税標準となる軽油の数量(イ)」の欄は、法第144条の14第3項の欠減量を控除後の数量を記載すること。</p> <p>5 「その他参考となる事由」の欄は、販売契約の解除により軽油が返還された場合、引き渡した軽油が免税証の交付を受けている者によって免税用途に供された場合、徴収猶予を受けている場合等に記載すること。</p> <p>6 この申請書には、軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。</p>	<p>第16号の14様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 「課税標準となる軽油の総量」及び「課税標準となる軽油の数量(イ)」の欄は、法第144条の14第3項の欠減量を控除後の数量を記載すること。</p> <p>4 「その他参考となる事由」の欄は、販売契約の解除により軽油が返還された場合、引き渡した軽油が免税証の交付を受けている者によって免税用途に供された場合、徴収猶予を受けている場合等に記載すること。</p> <p>5 この申請書には、軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。</p>

改正後	改正前
-----	-----

<p>第16号の17様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、<u>地方税法第144条の21第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。</u></p> <p>2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。</p> <p>3 「<u>代表者の個人番号又は法人番号</u>」欄には、<u>代表者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「代表者の個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p>4 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。</p> <p>5 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。</p> <p>6 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称印」欄に（ ）書するとともに、これを証する書面を添付すること。</p> <p>7 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。</p>	<p>第16号の17様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、_____新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。</p> <p>4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。</p> <p>5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称印」欄に（ ）書するとともに、これを証する書面を添付すること。</p> <p>6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。</p>
--	--

改正後	改正前
<p>第16号の25様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、地方税法第144条の7第1項の規定による元売業者の指定を</p>	<p>第16号の25様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

<p>受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に1通提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 <u>申請者が法人である場合には、「法人番号」欄に申請者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</u></p> <p>4 「前3年の軽油の平均年間販売量」欄は、前3年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。）の平均を記載すること。</p>	<p>2 同左</p> <p>3 「前3年の軽油の平均年間販売量」欄は、前3年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。）の平均を記載すること。</p>
--	--

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の28様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、地方税法第144条の8第1項の規定による仮特約業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 <u>「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p>	<p>第16号の28様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

改 正 後	改 正 前

第16号の29様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の保証がある場合には、その保証を証する文書を添付すること。
- 5 「前年の軽油の販売量」欄は、現実の納入を伴う販売に係る販売量を記載すること。

第16号の29様式記載要領

- 1 同左
- 2 同左
- 3 継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の保証がある場合には、その保証を証する文書を添付すること。
- 4 「前年の軽油の販売量」欄は、現実の納入を伴う販売に係る販売量を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の31様式記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請書は、地方税法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとする場合に製造を行う場所の所在する道府県知事に1通提出すること。 2 ※印の欄は、記載しないこと。 3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造者等にあつては「製」、自動車の保有者にあつては「自」を丸印で囲むこと。 	<p>第16号の31様式記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 同左 3 同左

<p><u>4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p><u>5 「性状」欄は、石油製品の種別又は原材料（薬品を含む。）の名称を記載すること。</u></p> <p><u>6 「譲渡先」欄は、製造する炭化水素油を譲渡する場合にその譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。</u></p>	<p><u>4 「性状」欄は、石油製品の種別又は原材料（薬品を含む。）の名称を記載すること。</u></p> <p><u>5 「譲渡先」欄は、製造する炭化水素油を譲渡する場合にその譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。</u></p>
--	---

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の32様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、地方税法第144条の32第1項第3号の規定による承認を受けようとする場合に当該譲渡を行う場所の所在する道府県知事に1通提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造者等にあつては「製」、自動車の保有者にあつては「自」を丸印で囲むこと。</p> <p><u>4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p>	<p>第16号の32様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

<p><u>5</u> 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。</p> <p><u>6</u> 「譲渡先」欄は、その譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡に係る自動車の自動車登録番号を記載すること。</p>	<p><u>4</u> 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。</p> <p><u>5</u> 「譲渡先」欄は、その譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡に係る自動車の自動車登録番号を記載すること。</p>
---	---

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の33様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、自動車の保有者が地方税法第144条の32第1項第4号の規定による承認を受けようとする場合に当該自動車の主たる定置場所在地の道府県知事に1通提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p><u>3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p><u>4</u> 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。</p> <p><u>5</u> 「譲渡を受けた年月日」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を受けた年月日を記載すること。</p> <p><u>6</u> 「譲渡を行った者の氏名又は名称」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を行った者の氏名又は名称を記載すること。</p>	<p>第16号の33様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p><u>3</u> 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。</p> <p><u>4</u> 「譲渡を受けた年月日」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を受けた年月日を記載すること。</p> <p><u>5</u> 「譲渡を行った者の氏名又は名称」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を行った者の氏名又は名称を記載すること。</p>

改 正 後	改 正 前

第16号の35様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法（以下「法」という。）第144条の34第1項又は第3項の規定により事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動の届出をする場合に使用すること。
- 2 この届出書は、事務所又は事業所ごとに作成して、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）1通提出すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 6 「上記の事務所又は事業所の営業区域」欄は、事業の開始、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 7 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。

第16号の35様式記載要領

- 1 同左
- 2 同左
- 3 同左
- 4 同左
- 5 「上記の事務所又は事業所の営業区域」欄は、事業の開始、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 6 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。

改 正 後

改 正 前

<p>第16号の36様式記載要領</p> <p>1 この届出書は、地方税法（以下「法」という。）第144条の34第2項又は第3項の規定による販売契約の締結若しくは終了又はその異動の届出をする場合に使用すること。</p> <p>2 この届出書は、その当事者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）1通提出すること。</p> <p>3 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>4 「区分」欄及び「契約の相手方の区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。</p> <p>5 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、<u>元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p>6 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。</p>	<p>第16号の36様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の37様式記載要領</p> <p>1 この報告書は、元売業者が納入を行った軽油について、引取りを行った者ご</p>	<p>第16号の37様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

との軽油の引渡数量及び納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの軽油の納入数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

3 ※印の欄は、記載しないこと。

4 「引渡数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量を記載すること。

5 「納入数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの納入数量の内訳を記載すること。

6 「うち課税済みのもの」欄は、引渡数量又は納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 「引渡数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量を記載すること。

4 「納入数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの納入数量の内訳を記載すること。

5 「うち課税済みのもの」欄は、引渡数量又は納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の38様式記載要領</p> <p>1 この報告書は、元売業者が納入を行った後返還を受けた軽油について、引取りを行った者ごとの返還数量及び納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの返還数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。</p> <p>2 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄に個人番号を記載す</p>	<p>第16号の38様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

る場合には、左側を1文字空けて記載すること。

3 ※印の欄は、記載しないこと。

4 ①の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの軽油の返還数量を記載すること。

5 ②の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの返還数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳を記載すること。

6 「うち課税済みのもの」欄は、返還数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 ①の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの軽油の返還数量を記載すること。

4 ②の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの返還数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳を記載すること。

5 「うち課税済みのもの」欄は、返還数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

改正後	改正前
<p>第16号の39様式記載要領</p> <p>1 この報告書は、元売業者が納入を行った軽油について、事務所又は事業所ごとの納入数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。</p> <p><u>2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p><u>3</u> ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p><u>4</u> 「うち課税済みのもの」欄は、納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。</p>	<p>第16号の39様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p><u>2</u> ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p><u>3</u> 「うち課税済みのもの」欄は、納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。</p>

改正後	改正前

<p>第16号の40様式記載要領</p> <p>1 この報告書は、元売業者が納入を行ったのち返還を受けた軽油についての事務所又は事業所ごとの返還を受けた数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。</p> <p>2 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</p> <p>3 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>4 「うち課税済みのもの」欄は、返還を受けた数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。</p>	<p>第16号の40様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「うち課税済みのもの」欄は、返還を受けた数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の41様式記載要領</p> <p>1 この報告書は、軽油の受払い、現実の受払い等に関する事実を記載し、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。</p> <p>4 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄に個人番号を記載す</p>	<p>第16号の41様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

る場合には、左側を1文字空けて記載すること。

5 「受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等の有無にかかわらず、前月の初日から末日までの間に商取引上の引取り、引渡し等を行った軽油の数量を記載すること。

6 「現実の受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等に着目し、前月の初日から末日までの間の現実の納入等に係る軽油の数量を記載すること。

7 「うち課税済みのもの」欄は、引取り、引渡し、納入等を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

8 「前々月末在庫数量」及び「前月末在庫数量」欄は、保有する軽油の実在庫数量を記載すること。

9 「その他」欄に数量を記載した場合は、その内容を「備考」欄に記載すること。

4 「受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等の有無にかかわらず、前月の初日から末日までの間に商取引上の引取り、引渡し等を行った軽油の数量を記載すること。

5 「現実の受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等に着目し、前月の初日から末日までの間の現実の納入等に係る軽油の数量を記載すること。

6 「うち課税済みのもの」欄は、引取り、引渡し、納入等を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

7 「前々月末在庫数量」及び「前月末在庫数量」欄は、保有する軽油の実在庫数量を記載すること。

8 「その他」欄に数量を記載した場合は、その内容を「備考」欄に記載すること。

改正後	改正前
<p>第16号の42様式記載要領</p> <p>1 この報告書は、地方税法第144条の35第2項の規定による軽油の製造に係る報告をしようとする場合に使用し、当該製造をした日から30日以内に、当該製造をした者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載す</p>	<p>第16号の42様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

る場合には、左側を1文字空けて記載すること。

4 「製造をした場所」欄は、実際に製造を行った事業所等の所在地を記載すること。

5 「性状」欄は、石油製品の種別又は原材料としたものを記載すること。

6 「軽油の製造方法」欄は、当該軽油を製造した方法について具体的に記載すること。

7 「譲渡しようとする相手方」欄は、製造した軽油を譲渡しようとする場合における当該軽油の譲渡について、当該譲渡しようとする相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

8 「譲渡先」欄は、製造した軽油を譲渡した場合における当該軽油の譲渡について、当該譲渡した相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

3 「製造をした場所」欄は、実際に製造を行った事業所等の所在地を記載すること。

4 「性状」欄は、石油製品の種別又は原材料としたものを記載すること。

5 「軽油の製造方法」欄は、当該軽油を製造した方法について具体的に記載すること。

6 「譲渡しようとする相手方」欄は、製造した軽油を譲渡しようとする場合における当該軽油の譲渡について、当該譲渡しようとする相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

7 「譲渡先」欄は、製造した軽油を譲渡した場合における当該軽油の譲渡について、当該譲渡した相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

改正後	改正前
<p>第18号様式記載心得</p> <p>1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書</p> <p>この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。</p> <p>2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書</p> <p>この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収</p>	<p>第18号様式記載心得</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号（個人番号）」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）又は個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
- (2) 退職後平成 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

3 同左

4 同左

5 同左

<p>① 異動が平成 年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。</p> <p>② 平成 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。</p> <p>③ 死亡による退職であるため。</p> <p>8 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定してた給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。</p> <p>9 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。</p> <p>10 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額）を記載してください。</p> <p>11 ※印の欄は、記載しないでください。</p>	<p>6 同左</p> <p>7 同左</p> <p>8 同左</p> <p>9 同左</p>
---	---

改正後	改正前
<p>第20号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を</p>	<p>第20号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

記載すること。

- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。
- 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使用秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使用秘匿金の支出に対する法人税額（使用秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。
- 10 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑦」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業者数⑨」の欄の数値で除して得た額（この数値

- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 7 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。
- 8 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使用秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使用秘匿金の支出に対する法人税額（使用秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。
- 9 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑦」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業者数⑨」の欄の数値で除して得た額（この数値

に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数⑳」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。)に、「当該市町村分の従業者数㉑」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

11 「㉒のうち見込納付額㉓」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。))を含む。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

13 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

14 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

15 法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

16 法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同

に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉒」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。)に、「当該市町村分の従業者数㉓」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

10 「㉔のうち見込納付額㉕」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。))を含む。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

11 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

12 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

13 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

14 法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

15 法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同

号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

改正後

改正前

第20号様式別表1記載要領

- 1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)付表）の(31)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税

第20号様式別表1記載要領

- 1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税

特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。)を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1?から別表1?まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額(同法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。)、リース特別控除取戻税額、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第321条の8第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。

8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。

特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。)を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額(同法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。)、リース特別控除取戻税額、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第321条の8第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。

7 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第20号様式別表4の3記載要領</p> <p><u>1</u> この明細書は、指定都市（法第737条第1項の市をいう。）内の9以上の区に事務所又は事業所を有する法人が当該指定都市の長に提出する第20号様式、第20号の3様式又は第22号の3様式の申告書に添付すること。</p> <p><u>2</u> 「法人番号」欄には、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</u></p>	<p>第20号様式別表4の3記載要領</p> <p>この明細書は、指定都市（法第737条第1項の市をいう。）内の9以上の区に事務所又は事業所を有する法人が当該指定都市の長に提出する第20号様式、第20号の3様式又は第22号の3様式の申告書に添付すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第20号の2様式記載要領</p> <p><u>1</u> この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。</p> <p><u>2</u> この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。</p> <p><u>3</u> ※印の欄は記載しないこと。</p> <p><u>4</u> 「法人番号」欄には、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</u></p> <p><u>5</u> 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p> <p><u>6</u> 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p>	<p>第20号の2様式記載要領</p> <p><u>1</u> 同左</p> <p><u>2</u> 同左</p> <p><u>3</u> 同左</p> <p><u>4</u> 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p> <p><u>5</u> 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p>

改正後	改正前
<p>第20号の3様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p> <p>6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p> <p>8 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</p>	<p>第20号の3様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p> <p>5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>6 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p> <p>7 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</p>

改正後	改正前
<p>第22号の2の2様式記載要領</p>	<p>第22号の2の2様式記載要領</p>

<p>1 この申請書は法第321条の11の2第1項又は第321条の11の3第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p>	<p>1 同左</p> <p>2 同左</p>
---	-------------------------

改正後	改正前
<p>第22号の3様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、市町村内に事務所又は事業所を有する法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割のみ課されるものが市町村民税の均等割を申告する場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、4月30日までに事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p>	<p>第22号の3様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p>

改正後	改正前
<p>第26号様式記載要領</p>	<p>第26号様式記載要領</p>

<p>1 償却資産申告書は、償却資産の所在地の市町村長に1通提出すること。ただし、地方税法第742条の規定に基づき道府県知事が指定した償却資産に係る申告書については当該道府県知事に1通提出すること。</p> <p>2 ※の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p>	<p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>
--	-------------------------------------

改正後	改正前
<p>第30号様式記載要領</p> <p>1 ※印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。</p> <p>2 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</p> <p>3 固定資産申告書の「資産の種類」の欄および種類別明細書の「種類」の欄は、土地、家屋および償却資産の区分にしたがって記載すること。</p> <p>4 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和28年総理府令第91号）本則の表</p>	<p>第30号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

の下欄において「所在する市町村に配分する」とされている場合にあっては、種類別明細書の「所在市町村」の欄に、固定資産が賦課期日現在において所在する市町村名を書くこと。また、それ以外の場合にあっては、同令の規定により固定資産の決定価格及び課税標準額を当該固定資産が所在するものとされる市町村に配分するために必要なものとして道府県知事又は総務大臣が求める事項を記載した書類を添付すること。

5 上記以外の記載事項については、第26号様式（別表を含む。）記載要領に準じて記載すること。

4 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第34号の2様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第473条第1項の規定による申告又は法第475条第2項の規定による修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>5 金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>6 「課税標準数量①」の欄は、法第469条第1項の規定により市町村たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。</p> <p>7 「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第477条第1項の規定により控</p>	<p>第34号の2様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>4 金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>5 「課税標準数量①」の欄は、法第74条の6第1項の規定により道府県たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。</p> <p>6 「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第74条の14第1項の規定によ</p>

除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額④」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき市町村たばこ税額を記載すること。

8 「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥」の欄は、修正申告する場合に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。

り控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額④」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき道府県たばこ税額を記載すること。

7 「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥」の欄は、修正申告する場合に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第34号の2の2様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第473条第2項の指定を受けている者が申告又は修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、第34号の2様式の申告書・修正申告書の記載要領に準じて記載すること。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p>	<p>第34号の2の2様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第34号の2の6様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第473条第4項の規定により還付を受けようとする場合に使用すること。</p>	<p>第34号の2の6様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

<p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>5 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第477条第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する額を記載すること。</p>	<p>2 同左</p> <p>3 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>4 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第477条第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する額を記載すること。</p>
--	--

改正後	改正前
<p>第34号の5様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、土地所在の市町村長に1通提出してください。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、<u>納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p>4 「何 に対して課する」は、次のように記載してください。</p> <p>(1) 地方税法（以下「法」という。）第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、「平成 年度分の土地」</p> <p>(2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、</p>	<p>第34号の5様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

「平成 年 月 日から平成 年 月 日までの土地の取得」

- | | |
|---|--|
| <p><u>5</u> 「何 申告書」は、次のように記載してください。</p> <p>(1) 法第599条第1項の申告の場合は、記載しない。</p> <p>(2) 法第600条第2項の申告の場合は、「修正」</p> <p><u>6</u> 「整理番号」は、土地が2以上ある場合に、一連番号を付してください。</p> <p><u>7</u> 「修正取得価額」及び「取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額」の欄には、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合にのみ記載してください。この場合において、取得日が申告納付すべき日の属する年の前年の1月2日以後である土地にあつては、「-」と記載してください。</p> <p><u>8</u> 「固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格」の欄には、法附則第31条の3第1項の規定の適用のある土地にあつては固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地にあつては不動産取得税の課税標準となるべき価格に1/2を乗じて得た額を記載してください。</p> <p><u>9</u> ③及び④欄は、法第599条第1項第1号又は第2号若しくは第3号の特別土地保有税に係る申告において、固定資産税の課税標準となるべき価格又は不動産取得税の課税標準となるべき価格に4/3を乗じて得た額が取得価額（修正取得価額が取得価額より低い土地にあつては、当該修正取得価額。以下同じ。）を超える土地がある場合、当該土地に係る取得価額及び固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格を記載してください。</p> <p>ただし、法附則第31条の3第1項の規定の適用のある土地で固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額が取得価額を超える土地がある場合には当該土地に係る取得価額及び固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額を記載し、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地で不動産取得税の課税標準となるべき価格に1/2を乗じて得た額にさらに4/3を乗じて得た額が取得価額を超える</p> | <p><u>4</u> 同左</p> <p><u>5</u> 同左</p> <p><u>6</u> 同左</p> <p><u>7</u> 同左</p> <p><u>8</u> 同左</p> |
|---|--|

<p>土地がある場合には当該土地に係る取得価額及び不動産取得税の課税標準となるべき価格に1/2を乗じて得た額を記載してください。</p> <p><u>10</u> ⑤及び⑦欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、⑩欄に記載すべき金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p> <p><u>11</u> ⑥欄には、⑤の金額に、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、1.4/100を、法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、3/100を乗じて得た金額を記載してください。</p> <p><u>12</u> ⑧欄には、⑦の金額に、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、1.4/100を、法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、4/100を乗じて得た金額を記載してください。</p> <p><u>13</u> 法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合（当該申告に係る全ての土地の取得日が申告納付すべき日の属する年の前年の1月2日以後である場合を除く。）は、市町村長の定める様式により、修正取得価額の計算に関する明細書を添付してください。</p>	<p><u>9</u> 同左</p> <p><u>10</u> 同左</p> <p><u>11</u> 同左</p> <p><u>12</u> 同左</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>第34号の6様式記載心得</p> <p>1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）第601条第1項に規定する非課税土地として使用し、又は使用させること、法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡をしてください又は法第603条の2の2第1項に規定する免除土地として使用し、又は使用させることにつき市町村長の認定を受ける場合に、土地所在の市町村長に1通提出してください。</p>	<p>第34号の6様式記載心得</p> <p>1 同左</p>

2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

3 申請の内容に応じ、不要の文字を抹消してください。

4 法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の2年の期間の延長を申請しようとする者は、この申請書の「期間延長を必要とする理由」の欄にその延長を必要とする理由を記載してください。

5 申請に係る土地について、既に法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の規定により、納税義務の免除に係る期間が設定されている土地について、用途を変更して新たに法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の規定による徴収猶予を受けようとする者で、納税義務の免除に係る期間の決算日をこの申請書の提出の日前の既に設定されている納税義務の免除に係る期間内の日に設定する必要がある者は、この申請書の「既に受けた認定」の欄及び「決算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由」の欄に記載してください。「決算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由」の欄には、この申請が法第601条第1項に規定する課税土地又は法第603条の2の2第1項に規定する免除土地に係るものである場合には、この申請に係る土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は計画の承認、当該土地に設置すべき建築物の建築の確認及び当該土地に係る事業の進捗状況その他の決算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由を、この申請が法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡に係るものである場合には、この申請に係る土地に係る買い取りの協議、当該土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は認定、当該土地に係る宅地の造成の開始及びその進捗状況その他の決算日をこの申請書の提出の日前の

2 同左

3 同左

4 同左

日に定めることが必要な理由を記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>第34号の11様式記載心得</p> <p>1 この申告書は、地方税法（以下「法」という。）第621条に規定する遊休土地（以下「遊休土地」という。）所在の市町村等に1通提出してください。</p> <p>2 ※の欄は記載しないでください。</p> <p>3 <u>「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p>4 「何 申告書」は、次のように記載してください。</p> <p>(1) 法第625条第1項の申告の場合は、記載しない。</p> <p>(2) 法第627条において準用する法第600条第2項の申告の場合は、「修正」</p> <p>5 「整理番号」は、遊休土地が2以上ある場合に、一連番号を付してください。</p> <p>6 「取得価額」は、取得価額が異なる土地がある場合には、地番ごとに記載してください。（ただし、これらのうち、取得価額が同一のものについては、一括して記載してさしつかえないこと。）</p> <p>7 「特別土地保有税の税額」は、遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合に、法第596条に規定する法第599条第1項第1号の特別土地保有税の税額を記載してください。</p> <p>8 ①及び②欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨て、⑥欄</p>	<p>第34号の11様式記載心得</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p>

に記載すべき金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

改正後	改正前
<p><u>第44号様式記載要領</u></p> <p>1 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）所在地の市長に1通提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、<u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p>4 「<u>法人の代表者氏名</u>」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名押印すること。</p> <p>5 「<u>住所又は所在地</u>」の欄は、本店の所在地及び市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記すること。</p> <p>6 「<u>事業種目</u>」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載すること。</p> <p>なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。</p> <p>7 「<u>資本金の額又は出資金の額</u>」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載すること。</p> <p>8 「<u>事業所税の申告書</u>」は、次により記載すること。</p>	<p><u>第44号様式記載心得</u></p> <p>1 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）所在地の市長に1通提出すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「<u>法人の代表者氏名</u>」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名押印すること。</p> <p>4 「<u>住所又は所在地</u>」の欄は、本店の所在地及び市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記すること。</p> <p>5 「<u>事業種目</u>」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載すること。</p> <p>なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。</p> <p>6 「<u>資本金の額又は出資金の額</u>」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載すること。</p> <p>7 「<u>事業所税の申告書</u>」は、次により記載すること。</p>

(1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しない。

(2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」

9 ①及び②の欄は、別表1（事業等明細書）の「1算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載すること。

10 ③及び④の欄は、別表2（非課税明細書）のアの合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載すること。

11 ⑤及び⑥の欄は、別表3（課税標準の特例明細書）のウの合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載すること。

12 ⑦の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）が12月に満たない場合は(①-③-⑤)の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記入すること。

13 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する(②-④-⑥)の床面積（算定期間が12月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とする。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載すること。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）

$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）

$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

14 ⑫の欄は、別表1の従業者給与総額⑫の合計を記載すること。

(1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しない。

(2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」

8 ①及び②の欄は、別表1（事業等明細書）の「1算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載すること。

9 ③及び④の欄は、別表2（非課税明細書）のアの合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載すること。

10 ⑤及び⑥の欄は、別表3（課税標準の特例明細書）のウの合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載すること。

11 ⑦の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）が12月に満たない場合は(①-③-⑤)の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記入すること。

12 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する(②-④-⑥)の床面積（算定期間が12月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とする。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載すること。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）

$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）

$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

13 ⑬の欄は、別表1の従業者給与総額⑬の合計を記載すること。

- 15 ⑬の欄は、別表2の非課税従業者給与総額㉑の合計を記載すること。
- 16 ⑭の欄は、別表3の控除従業者給与総額㉒の合計を記載すること。
- 17 ⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
- 18 ⑯及び⑰の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

- 14 ⑭の欄は、別表2の非課税従業者給与総額㉑の合計を記載すること。
- 15 ⑮の欄は、別表3の控除従業者給与総額㉒の合計を記載すること。
- 16 ⑯の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
- 17 ⑰の欄は、申告納付すべき税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第44号様式別表1記載要領</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 この明細書は、第44号様式の申告書に添付すること。 2 ※印の欄は記載しないこと。 3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、<u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u> 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。 5 「明細区分」の欄は、次により記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいうものであること。また、計は、1又は2のそれぞれの合計をいうものであること。 (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付すること。 (3) 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合 	<p><u>第44号様式別表1記載心得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 同左 2 同左 3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。 4 「明細区分」の欄は、次により記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいうものであること。また、計は、1又は2のそれぞれの合計をいうものであること。 (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付すること。 (3) 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合

計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載していくこと（「専用床面積㊦」及び「共用床面積㊧」の合計は、記載する必要のないものであること。）。

(4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せば足りるものであること。

6 「専用床面積㊦」の欄は、期末又は廃止の日の現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。

7 「共用床面積㊧」の欄は、専用床面積に対応する第44号様式別表4の㊦の共用床面積を記載すること。

8 「事業所床面積㊨」の欄は、「専用床面積㊦」と「共用床面積㊧」の合計を記載すること。

なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載すれば足りるものであること。

9 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要がないものであること。

10 「同上の月数」の欄は、次により記載すること。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）

当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）

当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載していくこと（「専用床面積㊦」及び「共用床面積㊧」の合計は、記載する必要のないものであること。）。

(4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せば足りるものであること。

5 「専用床面積㊦」の欄は、期末又は廃止の日の現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。

6 「共用床面積㊧」の欄は、専用床面積に対応する第44号様式別表4の㊦の共用床面積を記載すること。

7 「事業所床面積㊨」の欄は、「専用床面積㊦」と「共用床面積㊧」の合計を記載すること。

なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載すれば足りるものであること。

8 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要がないものであること。

9 「同上の月数」の欄は、次により記載すること。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）

当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）

当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

11 「従業員数⑤」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業員数（地方税法第701条の31第1項第5号において従業員から除かれる者を含む。）を記載すること。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業員の数のうち最大であるものの数値が、当該従業員の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業員数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載すること。

なお、この場合は、各月の末日現在の従業員数の明細を添付すること。

12 「従業員給与総額⑥」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載すること。

10 「従業員数⑤」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業員数（地方税法第701条の31第1項第5号において従業員から除かれる者を含む。）を記載すること。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業員の数のうち最大であるものの数値が、当該従業員の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業員数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載すること。

なお、この場合は、各月の末日現在の従業員数の明細を添付すること。

11 「従業員給与総額⑥」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第44号様式別表2記載要領</u></p> <p>1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の34又は附則第32条の3（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号において従業員から除かれる者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、<u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</u></p> <p>4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。</p>	<p><u>第44号様式別表2記載心得</u></p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。</p>

5 ㉞の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。）を記載すること。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表4の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないこと。

6 ㉟の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者を含む。）を該当項目ごとに記載すること。

7 ㊱の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載すること。

4 ㉞の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。）を記載すること。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表4の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないこと。

5 ㉟の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者を含む。）を該当項目ごとに記載すること。

6 ㊱の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載すること。

改正後	改正前
<p><u>第44号様式別表3記載要領</u></p> <p>1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の41又は附則第33条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号に規定する雇用改善助成対象者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、<u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）</u>を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。</p> <p>4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を</p>	<p><u>第44号様式別表3記載心得</u></p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を</p>

記載すること。

5 ㉞の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積(㉞の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。)を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第5項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㉞の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。

6 ㉟の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額(㉟の控除割合による控除前の給与等の額)を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

記載すること。

4 ㉞の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積(㉞の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。)を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第5項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㉞の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。

5 ㉟の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額(㉟の控除割合による控除前の給与等の額)を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

改正後

改正前

第44号様式別表4記載要領

1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分(以下「事業所部分」という。)に係る共同の用に供する部分(以下「共用部分」という。)がある場合に第44号様式別表1に添付すること。

したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要がないものであること。

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

4 ①の欄は、共用部分以外の部分(以下「専用部分」という。)で⑤の欄の共

第44号様式別表4記載心得

1 同左

2 同左

3 ①の欄は、共用部分以外の部分(以下「専用部分」という。)で⑤の欄の共

用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。

5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積(以下「専用床面積」という。)を記載すること。

なお、この専用面積は、第44号様式別表1の「専用床面積㉞」の欄と一致するものであること。

6 ③の欄は、㉜の欄の数値を記載すること。

7 ⑦の欄は、次により記載すること。ただし、㉞、㉟及び㊱の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。

(1) ㉞の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」という。）第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載すること。

(2) ㉟の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載すること。

(3) ㊱の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載すること。

(4) ㊲の欄は、共用床面積のうち、㉞、㉟及び㊱以外の非課税に係る共用床面積を記載すること。

(5) ㉞～㊲に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付すること。

用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。

4 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積(以下「専用床面積」という。)を記載すること。

なお、この専用面積は、第44号様式別表1の「専用床面積㉞」の欄と一致するものであること。

5 ③の欄は、㉜の欄の数値を記載すること。

6 ⑦の欄は、次により記載すること。ただし、㉞、㉟及び㊱の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。

(1) ㉞の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」という。）第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載すること。

(2) ㉟の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載すること。

(3) ㊱の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載すること。

(4) ㊲の欄は、共用床面積のうち、㉞、㉟及び㊱以外の非課税に係る共用床面積を記載すること。

(5) ㉞～㊲に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付すること。

改正後	改正前
第48号の2様式記載要領	第48号の2様式記載要領

- 1 この申告書は、当分の間、法第74条の10第1項若しくは第2項の規定による申告又は法第74条の12第2項の規定による修正申告をする場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 5 金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 「課税標準数量」の欄は、法第74条の6第1項の規定により道府県たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。
- 7 「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第74条の14第1項の規定により控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき道府県たばこ税額を記載すること。
- 8 「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑩」の欄は、修正申告する場合に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。
- 9 この申告書には、「課税標準数量」の欄の記載に係る製造たばこについて、品目ごとに売渡し又は消費等の数量の内訳を記載した第16号様式別表1の明細書を添付すること。

- 1 同左
- 2 同左
- 3 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 4 金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 5 「課税標準数量」の欄は、法第74条の6第1項の規定により道府県たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。
- 6 「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第74条の14第1項の規定により控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき道府県たばこ税額を記載すること。
- 7 「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑩」の欄は、修正申告する場合に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。
- 8 この申告書には、「課税標準数量」の欄の記載に係る製造たばこについて、品目ごとに売渡し又は消費等の数量の内訳を記載した第16号様式別表1の明細書を添付すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第48号の2様式別表記載要領</p> <p>1 この明細書は、第48号の2様式の申告書・修正申告書又は第48号の3様式の申告書・修正申告書の「課税標準数量」の欄の記載に係る製造たばこについて当該道府県の区域内の市町村ごとに売渡し又は消費等の合計数量の内訳を記載し、第48号の2様式の申告書・修正申告書又は第48号の3様式の申告書・修正申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 「旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ（旧3級品の紙巻たばこを除く。）の本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）の合計数量をいうものであること。</p> <p>5 市町村ごとの「旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの売渡し又は消費等の合計数量」及び「旧3級品の紙巻たばこの売渡し又は消費等の合計数量」の合計をそれぞれ末尾の欄に記載すること。</p>	<p>第48号の2様式別表記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 「旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ（旧3級品の紙巻たばこを除く。）の本数と紙巻たばこ以外の製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）の合計数量をいうものであること。</p> <p>4 市町村ごとの「旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの売渡し又は消費等の合計数量」及び「旧3級品の紙巻たばこの売渡し又は消費等の合計数量」の合計をそれぞれ末尾の欄に記載すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第48号の3様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、当分の間、法第74条の10第3項の規定による指定を受けてい</p>	<p>第48号の3様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

<p>る者が申告又は修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、第48条の2様式の申告書・修正申告書の記載要領に準じて記載すること。</p> <p>3 この申告書には、「課税標準数量」の欄の記載に係る製造たばこについて、品目ごとに売渡し又は消費等の数量の内訳を記載した第16号様式別表1の明細書及び当該道府県の区域内の市町村ごとに売渡し又は消費等の合計数量の内訳を記載した第48号の2様式別表の明細書を添付すること。</p> <p>4 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p>	<p>2 同左</p> <p>3 同左</p>
--	-------------------------

改正後	改正前
<p>第48号の4様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、当分の間、小売販売業者に売り渡した製造たばこについて法第74条の10第5項の規定により還付を受けようとする場合に使用すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>5 「返還を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の</p>	<p>第48号の4様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>4 「返還を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の</p>

欄の記載に係る製造たばこについて法第74条の14第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額を記載すること。

欄の記載に係る製造たばこについて法第74条の14第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第48号の5様式記載要領</p> <ol style="list-style-type: none">この申告書は、当分の間、法第473条第1項の規定による申告又は法第475条第2項の規定による修正申告をする場合に使用すること。※印の欄は、記載しないこと。<u>「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</u><u>製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</u><u>金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</u><u>「課税標準数量」の欄は、法第469条第1項の規定により市町村たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。</u><u>「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第477条第1項の規定により控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき市町村たばこ税額を記載すること。</u><u>「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑩」の欄は、修正申告する場合</u>	<p>第48号の5様式記載要領</p> <ol style="list-style-type: none">同左同左製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。「課税標準数量」の欄は、法第469条第1項の規定により市町村たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第477条第1項の規定により控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき市町村たばこ税額を記載すること。「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑩」の欄は、修正申告する場合

に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。

に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第48号の6様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、当分の間、法第473条第2項の指定を受けている者が申告又は修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、第48号の5様式の申告書・修正申告書の記載要領に準じて記載すること。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p>	<p>第48号の6様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第48号の9様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、当分の間、小売販売業者に売り渡した製造たばこについて、法第473条第4項の規定により還付を受けようとする場合に使用すること。</p> <p>2 ※印の欄は、記載しないこと。</p> <p>3 「<u>個人番号又は法人番号</u>」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第</p>	<p>第48号の9様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4 製造たばこの数量を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

5 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第477条第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額を記載すること。

3 製造たばこの数量を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

4 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第477条第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額を記載すること。